

## ドイツにおけるワークフェアの展開

—稼働能力活用要件の検討を中心に—

布川 日佐史

### ■ 要約

ドイツでは「活性化」や「ワークフェア」をめざす社会扶助改革が取り組まれ、就労可能な要扶助者への最後のセーフティネットを、2005年1月から「求職者への基礎保障」へ再編することとなった。かつてない規模の制度改革であり、失業扶助制度は廃止され、社会扶助は就労不能な人だけを対象とすることになる。「求職者への基礎保障」は受給者への「要請」原則を明確にし、受給権が生じるのは協力義務遂行を立証した場合とするなど、ドイツ最低生活保障システムにおける権利と義務関係のパラダイムの転換が生じた。本稿は、90年代末から提起された主要な改革提案の比較検討をもとに、「求職者への基礎保障」制度の特徴付けを行う。その際、日本の生活保護における「稼働能力の活用」要件の位置付けと対比し、ドイツにおける協力義務の新たな位置付けに注目している。また、最低生活保障金銭給付と低賃金雇用創出対策との関わりにも注目している。

### ■ キーワード

基礎保障、失業扶助、社会扶助

### はじめに

2003年12月に、就労可能な要扶助者への社会保障制度を改革する法案がドイツ連邦議会で採択された。準備期間を置いて、2005年1月1日から「求職者への基礎保障（Grundversicherung für Arbeitsuchende）」（社会法典2編）が施行される。これにあわせて、失業保険受給期間を過ぎた要扶助失業者約150万人の生活保障をしている「失業扶助」は廃止される。また、最後のセーフティネットとしての「社会扶助」から、就労可能な受給者約100万人が切り出される。新たな「求職者への基礎保障」が、要扶助状態にある就労可能な人をまとめて引き受けることになる。

「求職者への基礎保障」を管轄するのは連邦雇用エージェンシー（Bundesagentur für Arbeit、旧連邦雇用庁）である。連邦雇用エージェンシーが、

就労可能な要扶助者に対し、連邦の一般財源をもとに、「求職者への基礎保障」として、①「失業手当II」という新たな最低生活保障金銭給付、②労働市場への参入援助サービス給付、③現物給付の3種類の給付の責任を負うことになる。

これによって、就労可能な人の生活保障は、社会保険としての「失業手当I」（従来の失業保険給付、社会法典3編）と、公的扶助である「失業手当II」の2重構造に整理される。両者とも各地の雇用エージェンシー（旧職安）を通じて支給される。

他方、現行の社会扶助法は、社会法典12編（社会扶助）として再編される。就労可能な要扶助者が抜けることで、社会扶助の対象者は大幅に減少する。社会扶助の実施機関である自治体は、就労不能な人の生活保障だけに責任を負うことになる。

就労可能かどうかで要扶助者を区分し、社会保障システムを再編したわけであり、この分野では

戦後最大規模の機構改革である。「活性化」、「一つの手からの援助」、「権利と義務の関係の見直し」がキーワードとなり、このような大改革が驚くべき速さで実現することになった。この改革をワークフェアと性格づけるかについてはドイツ国内に多様な評価があるが<sup>1)</sup>、パラダイムの転換がおきたことは誰もが認めるところであろう。

失業者の生活保障制度や、不安定雇用への社会的規制は、それぞれの国で違っている。働けるのに働かないでいる(働けないでいる)人に対する社会全体の意識は、国によって大きく違っているし、一国内でも大きく変化しうる。本稿は、稼働能力の活用という要件が公的扶助制度にどのように位置付けられ、どう運用されているかの検討を通じて、こうした変化をとらえる。社会構造、社会意識、社会保障制度の絡み合いが、ここに集約しているのである。

## I 公的扶助制度における「稼働能力活用要件の位置付け」

### 1 日本におけるワークファースト

世帯の収入が生活保障の定める最低生活費より低い世帯(貧困世帯)のうち、実際に生活保障を受給している貧困世帯は20%に満たないと推計がある<sup>2)</sup>。最後のセーフティネットの捕捉率がこれほど低い国はいわゆる先進国に類がなからう。しかも、生活保障を受給している世帯の過半が高齢世帯であり、稼働世帯は1割に満たない。社会保障制度の土台である生活保障制度から、就労可能な要扶助者が排除されている。ワークファースト、ワークフェアが貫徹しているともいえるが、日本のワークフェア、ワークファーストと欧米のそれとの間には、大きな違いがある。

欧米でワークフェアの対象となってきたのは、若者、シングルマザー、長期失業者、ホームレスである。日本でも若者の失業と就労形態の不安定化が

深刻化し、フリーターが200万人、定義を変えると400万人ともいわれる状況になっている。低賃金の不安定な仕事にしかつげず、自立するのに十分な収入を得られないのが若者の現状だが、それが貧困だとは認識されていない。若者の自立を支える公的な生活保障給付は存在していないし、してこなかった。

ひとり親世帯の中には、生活保護基準以下の消費水準なのに生活保護を受給していない世帯が多い。生活保護を受給しているひとり親世帯に対しては、母子加算を廃止し、就労意欲を高めるべきだとの声が強いの。

野宿を余儀なくされている人への対応はどうか。安定した住居を確保し、人間らしい生活を取り戻すことなしには、安定した雇用の場の確保が困難なことは明白なのに、まずは働いてアパート入居費を貯めろというのが、ホームレス施策の基本である。生活保障法に反し、住所がないとか稼働年齢だからということを利用して生活保護から排除される事例は後を絶たない。

中高年失業者に関しては、生活保障給付が失業期間長期化の原因だと批判され、雇用保険求職者給付の日数は短縮され、給付額も削られてきた。雇用保険がカバーする失業者の範囲は狭まっている。生活に困窮した失業者が最後のセーフティネットである生活保障の申請に行っても、「まずは仕事を探してください」との助言をもらい、申請もできずに帰されてしまう。

仕事がないわけではない、選り好みしなければ何らかの仕事はある。何でもいいから仕事に就くのが原則であって、仕事に就くためなら、キャリア形成支援など一定の援助はする。しかし、働けるのに働かないでいる(働けないでいる)人の生活を、金銭給付で支えることはしない。こうした意識が多数派であり、社会保障制度もその意識に即して運用されている。最低生活保障給付をしないまま、「まずは仕事」というのだから、ワーク

ファーストではなく「ワークオンリー」とでも言うべきかもしれない。

## 2 生活保護法における稼働能力活用要件の位置

最後のセーフティネットである生活保護は「補正性の原理」(生活保護法第4条)を定めている。資産の活用や扶養の優先が厳しく追及され、保護申請の抑制につながっている問題はここで繰り返さない。注目すべきは、「稼働能力の活用」が保護の積極的要件として位置付けられていることである。就労可能な要扶助者への生活保護給付を極端に制限してきた日本的ワークファーストの核心がここにある。仕事がなく生活に困っているのに、生活保護を受けるには、まずは働いてないといけな、稼働能力を活用していないと保護が受けられない、という壁が立ちはだかっている。

これでは失業した人はだれも保護を受給できない。稼働能力のある失業者が保護を受けられるようにするために、司法の判断をもとに<sup>3)</sup>、厚生労働省が示している保護の要件の解釈は、「稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが、現実に働く場がない者については、能力を活用しているわけではないが、能力を活用していないとはいえないので、保護の要件を充足する」というものである。能力を活用していない状態と、能力を活用している状態の間に、「能力を活用していないとはいえない」状態の存在を認め、失業した人への生活保護適用の余地を作り出している。稼働能力活用を保護の積極的要件と位置付ける限り、「働く場がないのだから、能力を活用していないとはいえない」という状態を論理的に想定し、保護を適用するしかない。なんとも無理な解釈であり、現場の実施機関で誤解や混乱を引き起こしている。

稼働能力活用が保護の積極要件として位置付けられているので、要件充足の立証責任が保護申請者の側に課されてしまう。失業した人は、「自分は

能力を活用していないとはいえない状態である」と立証しなければならない。そのためには「働く場がない」ことを証明しなければならない。しかし、「ないことの証明」は困難である。有効求人倍率がどんなに低くても、求人が全くないわけではない。そうすると、働く場はあったのに、努力すれば就職できたはずなのに、就職しなかったのはそもそも仕事をする意思がないからだと判断され、「稼働能力の活用に欠ける」として保護申請は拒否されてしまう。

欧米には、稼働能力活用を保護の積極的要件と位置付け、このような解釈・運用をしている国はなかろう。仕事も手持ち金もなく、困窮している人には、まずは要扶助状態だと認定し生活保障のために金銭給付をするという運用をしてきたし、しているはずである。なんらかの生活保障金銭給付をしてきたからこそ、近年、ワークフェア、ワークファーストが浮上してきたのである。

入り口の問題だけではない。稼働能力の活用を積極要件とすることから、生活保護を受給している世帯の子供は、義務教育を終えたら稼働能力を活用しなければならない。かつてのように世帯分離するのではなく、現在は世帯内での高校進学が可能になってはいるが、教育扶助の対象は義務教育までと定められている。福祉事務所が、子供の高校進学のため親が一生懸命貯めた学資保険の保有を認めず収入と認定した背景には、稼働年齢であれば稼働能力を活用しなければならないという保護要件規定がある。高校を卒業しても安定した仕事に就くのが難しい状況なのに、その先の大学や専門学校への世帯内での進学を認めないばかりか、高校進学さえ援助せず、短絡的に稼働能力活用を求める近視眼的対応は、そこから生じてくるのである。

福祉事務所は保護受給中も能力活用を厳しく指導するが、では、生活保護制度に就労を援助する手段が備わっているかという、そうではない。有

効な援助手段を欠いており、ケースワーカーは、「まずは仕事に就きなさい、職安に通いなさい」と口頭指導を繰り返すしかない。日本の生活保護の制度上の限界である。ワークファーストではあるが、「ワークそのもの」(稼働能力の活用)の実施機関は提供できない。福祉国家成立以前へ逆戻りし、「ワークテスト」を課しているかのようで、実はテストの手段を持っていないのである。

最低生活保障の金銭給付をしていないし、能力活用の方も保障できないという前提の上で、「まずは能力活用を」と指導するだけなのが日本のワークファーストである。

### 3 ドイツにおける「稼働能力の活用」の位置付け

ドイツでは、仕事を探しているのに仕事に就けないだけでなく、社会保険加入義務以下の不安定就労をしている人も失業者ととらえてきた<sup>4)</sup>。「安定した雇用につけないでいる状態」が失業であり、そうした状態の生活面を見れば貧困状態にあると理解されてきた。安定した雇用につけず、生活が困窮していれば、稼働能力の有無やその活用にかかわらず要扶助性が認められ(貧困と認められ)、失業扶助や社会扶助に対する請求権を持つとしてきたのである。

日本の生活保護法に匹敵する最後のセーフティネットであるドイツ連邦社会扶助法(BSHG)は、18条「労働による生計費の調達」において、「扶助を求め人は何人も、自己とその人が扶養義務を負う親族の生計を調達するために、自らの労働力を活用しなければならない」と規定している。これをみると日本と同様、稼働能力の活用を保護の積極的要件としているように見える<sup>5)</sup>。しかし、司法の判断により、能力活用要件は、保護受給権を成立させる積極要件ではなく、保護受給権の成立を妨げる権利障害要件、もしくは、いったん成立した保護受給権を消滅させる要件だと判示されてきた<sup>6)</sup>。

それゆえ、立証責任のありかも日本と異なる。権利障害規定の要件事実(権利障害事実、権利阻止事実)については、法律効果の発生を争う当事者が証明責任を負うし、権利消滅規定の要件事実(権利消滅事実)については、法律効果の消滅を主張する当事者が証明責任を負うのである。稼働能力不活用であるということは、実施機関の側が立証しなければならない。日本のように稼働能力を保護の積極的要件とし、入り口で「稼働能力を活用していないとはいえない」ことを申請者に立証させるということではないのである。

ドイツ社会扶助の運用は、稼働能力がある人が生活に困っていれば、生活に困窮しているという事実をもって、まず生活保障給付を開始する(「即時の需要充足原則」)。同時に、その人が抱えている問題と可能性のアセスメントをじっくり始め、援助の体系を組み立てるというプロセスをたどることになる。就労可能な要扶助者は、社会扶助を一時的に利用し、生活の再建に役立ててきた。社会扶助がドイツにおける社会的排除の拡大を予防してきた<sup>7)</sup>。

稼働能力不活用に対する制裁(不利益変更)に関しても、日本と性格が異なっている。社会扶助法25条は、「期待可能な労働につくこと、または第19条および20条による期待可能な就労につくことを拒否する人は、生活扶助請求権を有さない。扶助は、第1段階として少なくとも基準生活費の25%を削減するものとする。扶助受給者にはあらかじめ適切な教示がなされなければならない」としている。これをみると稼働能力不活用の場合は、保護の要件を欠くとしているように見える。しかし、この点についても判例が積み重ねられ、不利益変更(給付削減・給付廃止)は就労拒否に対する制裁ではなく、将来における就労をつうじた自立のための教育的手段であるとの考え方が有力である。それゆえ、一定期間の給付削減という経済的圧力が要扶助者の自立に効果がない場合は、社会扶助給

付を従前どおりに再開するという対応も当然だとなる。困窮によって人間としての尊厳が脅かされている以上、その原因を問わず社会扶助としての世話義務が継続するのであって、実施機関は、就労を拒否する人を援助の対象外として放逐する権利を与えられているわけではないとも判示されてきた<sup>8)</sup>。

稼働能力の活用は、あくまで自立の手段としてとらえるしかない。そもそも稼働能力の活用は人間としての人格にかかわる問題であり、基本法に定められた人格の発達にかかわる問題なのである。

しかもドイツの社会扶助法は、自立支援として積極的な雇用創出・就労支援の手段を規定している。社会扶助法18条から20条が定める「就労扶助(Hilfe zur Arbeit)」である。保護の実施主体である自治体は就労扶助を活用し、受給者の条件に即した多様な就労の機会を提供してきた。実施機関がその人に適した就労の機会を提供することなしに、要扶助者に稼働能力の活用を求めることはできない。

なお、就労扶助の効果として、どれだけ一般労働市場への参入を促進できるかは、単純労働を提供する形態の就労扶助(「プレミア型就労扶助」)ではなく、就労内容の質の高い就労扶助(「労働協約型就労扶助」)を一年以上継続し、それに手厚いソーシャルワークを組み合わせることにかかっている、というのが1998年5月のドイツ連邦政府見解である<sup>9)</sup>。

## II 「活性化」と「ワークファースト」 —社会扶助改革の諸構想—

1990年代後半、コール首相(キリスト教民主同盟・社会同盟、CDU/CSU)の保守連立政権末期にワークフェアが論じられ始め、1996年に社会扶助法改革も行われた。社会扶助改革の端緒をここに見ることはできるが、改革を推進したのは1998

年秋に成立したシュレーダー首相(社会民主党、SPD)の赤・緑連立政権である。

### 1 ノルドライン・ヴェストファーレン(NRW)州 における先行プロジェクト

1990年代半ばから、社会扶助改革として「活性化」、「社会サービス重視」という方向性をいち早く掲げ、独自のプロジェクトに取り組んできたのが、NRW州である。現在の連邦経済労働大臣クレメンツ(SPD)が州首相をつとめていた同州は、「統合的就労扶助」、「ソーシャル・ビューロー」、「ソーシャル・エージェンシー」など独自のパイロットプロジェクトを展開してきた<sup>10)</sup>。

これらに共通する目標は、就労可能な要扶助失業者が抱える多様な問題に対し、「一つの手からの援助」を実現することである。①育児・介護、依存症、債務、住宅などへの支援を総合的に一元化できる機関(エージェンシー)をつくる、②「ケースマネジャー」が要の役割を担い、「顧客」ひとり一人への援助を統括する、③福祉部門のサービスの統合だけでなく、職業訓練プログラムや職業紹介など労働部局との連携を強める、などの経験を積み重ねてきた<sup>11)</sup>。

NRW州のプロジェクトは、ワークファーストと次の点で距離を置いてきた<sup>12)</sup>。第一に、金銭給付と就労支援の関連については、失業者に対する受動的な金銭給付を、活性化サービスによって「代替する」わけではなく、活性化サービスによって「補完する」のだとしている。ワークファーストではないとの含意である。また、第二に、受給者を活性化するだけでなく、「実施機関の活性化」に重点を置くとしている。この前提には、社会扶助受給者は「扶助に依存する怠惰な人」ではなく、ダイナミズムを持っているという評価がある。第三に、受給者の「エンプロイヤビリティを高め、活性化する」ということだけでなく、「就労の側の労働条件を最適化する」という課題も掲げ、仕事ならどんな仕事でも良い

という立場ではないことも表明している。具体的施策としては、就労扶助で質の高い就労機会を提供することに重点を置いている。

## 2 SPD基本方針「援助と要請」(2001年)

連邦レベルでは、99年にシュレーダー首相がブレア首相と共同宣言を行い、SPD「基本価値委員会」が基本路線の論議を進める過程で、「第三の道」、「新しい中道」が確定し、ワークフェアへの転換が明らかになる<sup>13)</sup>。経済のグローバル化のもとでは、従来福祉国家が担ってきた公的な役割を、活性化した市民が肩代わりすることなしに社会は維持できないという考え方である。

社会扶助改革の領域で強調され始めたのは、「活性化」のための「援助」は拡充するが、同時に受給者には何らかの義務履行を「要請」するという姿勢である。SPDは2001年に社会扶助改革の基本方針として「援助と要請(“fördern und fordern”)」を提起した<sup>14)</sup>。

それによれば、改革の基本は「扶助受給者の自己責任を強め、行政機関を簡素化する」ことである。「援助」の面での改革は、社会扶助受給者が要扶助状態を克服するために、社会扶助の活性化手段、活性化給付の拡充、とりわけ、対人援助サービスを一層発展させることである。その核心は、相談ーアセスメントー援助計画ーケースマネジメントー就労機会・資格取得と続く「支援の連鎖」を作り出すことである。援助サービスは、受給者と実施機関との「共同生産」でなければならないとしている。

受給者への「要請」とは、「自己への自信を強めるという意味で、うながし導くという意味で、また強く忌避する場合には金銭的な制裁という意味で、要請という要素が、伴わなければならない」というものである。

このように「自己責任」を強調し、「要請」を新たに掲げた提案だが、この時点では、ワークフェアと

いうより、活性化と特徴付ける方がふさわしい。「自己責任の強化」を打ち出しているが、内容は「給付の定型化」であり、生活の遣り繰りにおける自己責任の強化という枠内にとどまっている。すなわち、個別の需要にもとづき実施機関側が給付額を細かく決めるのではなく、大くりに定型化し、受給者が自己の判断で生活に充当する方が、自己の生活管理能力を高めることになるという意味である。また、施策の改善としては、社会扶助の手段と給付の活性化に力点を置いている。受給者に「共同生産」を課してはいるが、受給者の「協力義務」が受給要件だとまではしていない。これらの点から見ると、先にあげたNRW州と同じく、ワークファーストから距離を置いているといえる。ただし、就労忌避に対する制裁強化を取り上げている。義務と制裁を結び付けているのは確かであり、制裁の性格の変容を意味するものでもある。

SPDはこの基本方針をもとに、政府案作成にむけた折衝を進めていく。

## 3 CDU/CSU基本方針(2001年)

これに対し、同時期、野党CDU/CSUは、就労という反対給付なしに最低生活保障給付の受給権だけを保障することは認めないなど、ワークフェア、ワークファーストへのパラダイムの転換を明確に打ち出した<sup>15)</sup>。

CDU/CSU基本方針「与えることと受けること(Geben und Nehmen)」(2001年)に特徴的なのは、就労可能な要扶助者への制度改革を構想する前提として、低賃金雇用領域におけるミスマッチ、雇用吸収力の高さを強調していることである。すなわち、失業が大量かつ長期化しているが、それは職業資格が低い人の問題であるとみている。他方、現状でも150万件をこえる求人があるし、さらにサービス分野には職業資格の低い人のための膨大な潜在的求人があると推計している<sup>16)</sup>。それをもとに、「仕事をしない暮らしの魅力を減らし、

同時に、仕事をしている暮らしを魅力的にすれば、失業を無くし、就労を拡大できる」という基本認識に立っている。

パラダイムの転換を示すものとして注目すべきは、「この提案の核心は、立証責任の転換にある」と断言していることである。国家からの支援を受給する権利が生じるのは、扶助申請者が、労働、職業訓練、または公益的活動など、提供された機会を受け入れ、義務遂行を立証した場合だけだとしている。要扶助者が提供された能力活用機会を受け入れることが受給要件となるのであり、それを忌避した場合は、忌避の正当性を要扶助者の側が立証しなければならないことになる。

実施機関側の義務についても変更を求めている。実施機関に対して、申請者に最初から集中的な世話を提供し、また、第1労働市場での労働もしくは職業訓練、語学コースの受講や公益的活動の場を提供する義務を課すとしている。

#### 4 ヘッセン州提案

ウイスコンシン・モデルのワークフェアへの転換こそ改革の目標であると鮮明に打ち出し、具体的改革案を提起したのがヘッセン州コッホ首相(CDU)である<sup>17)</sup>。ヘッセン州提案は、2002年に野党CDU/CSU案となり、2003年7月には内容を拡充、名称を変更した上で、連邦政府案に対する野党対案と位置付けられた<sup>18)</sup>。

これが掲げるパラダイムの転換とは、最低生活を金銭給付で保障するのではなく、「すべての人が社会扶助水準の最低ラインの収入が得られるよう、仕事を保障する」への原則の転換である。もう一面から見るなら、制裁と立証責任の在りかたの転換でもある。制裁は教育的な性格ではなくなる。提供された仕事や教育訓練を忌避した場合、「生存保障扶助(Hilfe zur Existenzsicherung)の基準額を全額支給されない(住宅手当だけは支給される)。立証責任のありかも転換する。反対給付とし

ての就労なしに生活保障給付を受給するには、第一に、扶助受給者の側が、自分は就労不能であるということを証明しなければならない。第二に、就労可能な要扶助者が紹介された労働機会を忌避するには、要扶助者の側が、それが自分にとって期待可能な労働機会ではないと立証しなければならない。

ワークフェアという視点でSPD提案との違いを整理してみよう。ワークフェアの具体化にあたっては、雇用の場を提供できるかどうか、実際には最大のネックとなる。SPDは、低賃金・低資格雇用を提供することには消極的である。そのかわり職業訓練機会の拡大や、派遣労働なども含めた稼働能力活用の機会を提供しようとしている。しかし、すべての就労可能な要扶助者に何らかの機会を具体的に保障するというは量的に困難であり、それは前提できないし、前提していない。社会保険加入型の就労扶助を拡充し、条件の良い就労機会を提供しようとしても、財政面から制約されてしまう。

ヘッセン州(CDU/CSU)提案は、低資格低賃金雇用の創出を明確に掲げている。労働市場の構造を変えることが、ワークフェアの重要テーマなのである。そのためには、社会扶助水準の引き下げが鍵になる。就労可能な要扶助者への最低生活保障給付水準を大幅に引き下げれば、低賃金雇用領域の賃金水準も下がり、企業が雇用を増やすのはもとより、中流家庭も家事援助雇用を増やすことができるようになる<sup>19)</sup>。同時に、給付額が大幅に下がった受給者にとって、稼働収入を得て生活を補填しようという就労インセンティブが高まる。社会扶助水準の引き下げが2重の効果を発揮するというのである。

制裁の性格の転換と、立証責任の転換は、低賃金雇用の創出にその成否がかかっている。就労可能な要扶助者全員に何らかの就労機会を提供することができてこそ、就労忌避への制裁が可能に

なる。なぜこの仕事に就かないのか正当性を立証せよと迫るには、就労先を具体的に提示できなければならないのである。

これがドイツにおけるウイスコンシン・モデルのワークフェア構想である。

政党、州レベルの提案だけでなく、社会扶助の実施主体である自治体において「活性化」や「ワークフェア」を掲げた先行実験が取組まれた。ケルン市など全国モデルとなった事例は既に本誌で紹介したとおりである<sup>20)</sup>。こうした事例をもとにして、多様な利害が調整され、ついに、2003年年末に改革法案が議会を通過した。大規模かつ急激な改革であるため、準備段階で、また具体化後にも多くの問題が生じ、修正が行われると予想される。次章で、昨年末時点の法文をもとに、稼働能力の活用にかかわる規定に重点をおいて新制度の特徴を検討しておこう<sup>21)</sup>。

### III 「求職者への基礎保障」制度の概要と特徴

#### 1 「任務と課題」および「要請の原則」

現行の社会扶助法は「人間の尊厳にふさわしい生活を営むことができるようにする」という任務を真っ先に掲げ、「すみやかに需要充足をする」という原則を明らかにしている。それと比べると構成が大きく異なり、権利や援助内容の規定の前に義務関係を定めている。「求職者への基礎保障」が任務として第一に掲げているのは、自己責任の強化、自立、就労支援という任務である。それに続いて「要請の原則」を置き、積極的に労働へ参入する措置に協力すべきこととし、提供された労働機会を受け入れる義務を課している。他方、人間の尊厳にふさわしい最低生活を保障するという原則規定は新法には取り入れられていない。

#### 1条 求職者のための基礎保障の任務と課題

求職者のための基礎保障は、就労可能な要扶助者とその世帯員の自己責任を強化し、それらの人が自己の資産や能力をもとに、基礎保障に依存しないで暮らすようになるのに貢献しなければならない。求職者のための基礎保障は、就労可能な要扶助者が就労活動を始め、継続するのを支えなければならない。

#### 2条 要請の原則

就労可能な要扶助者とその世帯員は、要扶助性を無くすか、もしくは減少させるために、あらゆる可能性を活用しつくさなければならない。就労可能な要扶助者は、労働へ参入するためのあらゆる措置に積極的に協力しなければならない、なにより、参入契約を結ばなければならない。一般労働市場での就労がすぐには難しい場合、就労可能な要扶助者は、提供された期待可能な労働機会を受け入れなければならない。

就労可能な要扶助者とその世帯員は、自らの生計を自らの資産や能力によって充足するよう、自己の責任において、あらゆる可能性を活用しなければならない。就労可能な要扶助者は、自らの労働能力を生計を成り立たせるために投入しなければならない。

このように、「支援と要請」という原則は、まずは要請をこうした内容のものと明確に定めるという形で具体化された。

#### 2 請求要件

「受給権者」は、①15歳以上65歳未満で、②「就労可能(erwerbsfähig)」な、③「要扶助状態(hilfebedürftig)」にある、④ドイツに定住している者、およびその世帯員である。

ここでいう「就労可能」とは、毎日最低3時間、一般的な条件のもとで就労できる人であり、病気や



障害で現在は就労できなくても6カ月以内にそれが可能な状態に回復する見込みの人も含んでいる。

また「要扶助」とは、自分の生計や労働への参入を、および、一緒に暮らす家族の生計を、自らの能力や資産で、とりわけ、①「期待可能 (zumutbar)」な労働に就くことや、②所得や資産を活用することで、まかなえない人である。

この要扶助規定は社会扶助法における受給権者の権利規定の表現を引き継いでいるが、ここでは受給のための要件規定となり、性格の異なるものとなっている。さらに具体的条件として「期待可能な労働に就くこと」という項目が新たに入っている。

「期待可能性 (Zumutbarkeit)」とは、身体的精神的条件をもとにした「就労可能性」とは別に、その人の職業能力や資格などの条件から、いかなる労働条件の就労先ならそこへの就労を期待できるかを規定したものである。従来、失業保険や失業扶助は、労働者保護の観点から、失業者の資格や前職賃金額をもとにした条件で「期待可能性」を設定し、それを満たさない仕事への就労は望めないとしてきた。一方、社会扶助法は、労働条件を問わず、育児や介護など家族に問題が生じない限り、あらゆる就労先を「期待可能」としてきた。

「求職者への基礎保障」が定める「期待可能性」は、その人の職歴や職業資格にふさわしくない仕事であっても、また、前職と比べて勤務地が遠いとか、労働条件が悪いとしても、期待可能であるとしている。その仕事に就くのが期待できないのは、身体的精神的に不可能な仕事や、その仕事に就くことで、その人がもっぱら従事してきた仕事に今後就けなくなってしまうような身体負担のある場合、もしくは、乳幼児の育児ができなくなる場合、家族の介護ができなくなる場合に限定された。ほぼ社会扶助における規定に準じたものであり、家族政策の視点から「期待不能」が認められているが、労働者保護という側面からの規制はほぼ撤廃され、労働条件を問わず「期待可能」となった。

### 3 労働への参入支援

給付については、最低生活保障金銭給付を規定するより先に、以下のように参入支援給付を定めている。

労働エージェントを実施機関とし、就労可能な要扶助者が労働へ参入するための包括的援助を行う。実施機関は、要扶助者一人一人に対し、担当のパートナー (Ansprechpartner、ケースマネージャーのこと) を任命し、給付の効率化に努める。

就労可能な要扶助者は実施機関と参入協定 (Eingliederungsvereinbarung) を結び、どのような給付を得られるか、また、どのような努力をし、最低どの程度の頻度で労働への参入に努めるか、そして、どのような形態で努力のほどを実証するかを定める。

参入支援の柱は、職業訓練や雇用創出措置など職安が行ってきた給付と、育児や介護に関する相談、債務相談、精神的社会的問題への世話、依存症相談など、従来自治体が行ってきた給付である。さらに、仕事を見つけれない就労可能な要扶助者のために、労働機会を創出する手段も予定されている。従来職安が提供していた雇用創出措置 (ABM) だけでなく、自治体が行ってきた就労扶助の一部である公益的追加的労働機会 (「プレミア型就労扶助」) の提供も行う。後者に従事する場合、就労可能な要扶助者には、失業手当Ⅱに加え、就労に伴う増加需要分への補償額が上乘せされる。ただし、労働法上の労働関係や社会保険加入義務は生じない。

「一つの手からの包括的支援」が、労働エージェントのケースマネージャーを通じて実現するという形になった。自治体が提供してきた対人就業援助サービスは、今後は自治体から連邦雇用エージェントが購入し、要扶助者に提供する<sup>22)</sup>。福祉団体による対人援助サービスの供給も同様である。

労働機会の創出にかかわっては、社会扶助法では6形態を備えていた就労扶助のうち、いわゆる

表 1 失業手当Ⅱと失業扶助、社会扶助との比較

	失業扶助	失業手当Ⅱ	社会扶助
社会政策上の原則	失業に伴う生活水準の低下を補償する。 賃金に応じた給付。	稼働能力のある求職者およびその家族を貧困から守る。 世帯(需要共同体)の生存を保障するための扶助であり、後置性原則にもとづく。	要扶助者を貧困から守る。 世帯(需要共同体)の生存を保障するための扶助であり、後置性原則にもとづく。
受給条件	失業していること。 失業保険給付期間が満了したこと (失業保険給付受給前の3年間のうち12ヶ月以上、失業保険加入義務のある就労をしていたこと)。	失業手当Ⅱ：15歳以上65歳未満で、自力では生計を満了することができず、第三者からの援助を得られない、就労可能な人。 社会手当(Sozialgeld)：就労不能な要扶助者で、上記の就労可能な人と同世帯に生活する人。	自分の生計を自力では満了することができず、第三者からの援助をえられないすべての人。
給付水準	前職における実質賃金に応じる。 子供を扶養している場合は、前職実質賃金の57%。 子供がいない場合は、53%。	家計に必要な需要を充足する(社会的文化的な最低生活費) 基準額：単身者は345ユーロ(旧西ドイツ地域)、331ユーロ(旧東ドイツ地域)。18歳以上のパートナーは、その80%。その他の15歳以上の就労可能な構成員は80%。 14歳以下の児童には、基準給付の60%。 暖房費込みの家賃。一時給付は特別な場合のみ。	家計に必要な需要を充足する(社会的文化的な最低生活費) 基準額：295ユーロ(旧西ドイツ地域平均)、283ユーロ(旧東ドイツ地域平均)。 7歳未満の児童は、その50%、7歳から14歳の子供は65%、14歳から18歳未満の子供は90%、パートナーは80%。 暖房費込みの家賃。一時給付。
給付の改定・動態化	給付額は、毎年3%ずつの通減	年金に準ずる	年金に準ずる。
収入認定	住宅手当、児童手当、児童手当、障害年金、介護手当などは、収入認定せず。	児童手当、介護手当以外は、収入と認定する。	児童手当、介護手当以外は、収入と認定する。
勤労控除	週15時間以上の就労で給付額の20%を越えた分を勤労収入とする。 最低控除額は、月165ユーロ。	賃金総額のうち、 400ユーロまでの15%、それに加え、 400~900ユーロまでの30%、 900~1,500ユーロまでの15%は、控除。	控除額(基準額の50%)を越える勤労所得は、収入と認定する。
パートナーの所得	失業扶助給付相当額まで控除。 最低控除額は税法上の単身者課税最低限。	収入と認定する(寡婦年金額を超える分)。	収入と認定する(寡婦年金額を超える分)。
資産保有	現金保有は、就労可能な人およびパートナーの、年齢1歳ごとに200ユーロ(最低4,100ユーロ、上限13,000ユーロ)(2003年以前は、33,800ユーロ)。 確定拠出年金は上限なし。 利用している適切な住宅については保有可能。 自動車の保有も可能。	現金保有は、就労可能な人およびパートナーの、年齢1歳ごとに200ユーロ(最低4,100ユーロ、上限13,000ユーロ)。 確定拠出年金は上限なし。 その他世帯構成員の必要により、1人当たり750ユーロを認める。 利用している適切な住宅については保有可能。 就労可能な人のための適切な自動車は保有可能。	申請者は1,279ユーロ、パートナーが614ユーロ。 利用している適切な住宅については保有可能。 自動車は例外的に(求職活動や就職に欠かせない場合など)保有可能。
社会保険	失業扶助受給者は、年金・疾病・介護保険の被保険者となる(保険料は、失業扶助給付額に応じる)。	疾病・介護保険の被保険者となる。 年金保険の被保険者(最低拠出額)となる。	疾病・保険の被保険者となる義務はない。
期待可能性	失業期間の長期化に伴い、段階的に変化する。 失業6ヶ月以降は、給付額に準じた実質賃金の仕事が紹介可能。	肉体的・精神的条件や、また乳幼児の育児などの特別な理由などがある場合を除き、職業紹介が可能。 労働協約以下の給与への職業紹介も可能。	肉体的・精神的条件や、また乳幼児の育児などの特別な理由などがある場合を除き、職業紹介が可能。 労働協約以下の給与への職業紹介も可能。
制裁	紹介可能な就労もしくは参入対策を忌避した場合は、給付制限。 反復した場合は、受給権を失う。	紹介可能な就労もしくは参入対策を忌避した場合は、その就労可能な人の基準額を30%、3ヶ月間削減(手当はこの期間中給付停止)。 さらに、追加的な給付削減が可能。 15歳以上25歳未満に対しては、基準額の給付を3ヶ月間停止する。	紹介可能な就労もしくは失業扶助を忌避した場合は扶助請求権を失う。 第1段階として基準額を25%削減する。全額削減まで可能。(判例にもとづく実際の運用については、本文の通り。)

出所：Bäcker,G./Koch,A. „Absicherung bei Langzeitarbeitslosigkeit: Zentrale Unterschiede zwischen zukünftigem Arbeitslosengeld II, bisheriger Arbeitslosenhilfe und bisheriger Sozialhilfe (Rechtsstand 01.01.2004).“をもとに作成。

「プレミアム型就労扶助」だけしか取り入れられていない。労働協約に基づく賃金が保障され、労働内容の質も高く、失業保険をはじめとする社会保険加入義務のある「労働協約型就労扶助」は、予定されていない。先に述べたように、1990年代末までの就労扶助の経験から、質の高い労働内容と密度の濃いソーシャルワークの組み合わせが労働市場への参入効果を高める鍵だと検証されていたのだが、そうした発展方向は反映されていない。

#### 4 失業手当Ⅱ

最低生活保障金銭給付である失業手当Ⅱの特徴を、従来の失業扶助および社会扶助と比較してみた(表1)。

失業手当Ⅱの給付原則と給付水準は、社会扶助に準じる。給付の種類も社会扶助の生活扶助に準じた「基準給付(Regelleistungen)」と、適切な住宅手当からなる。基準給付は、食料、衣服、家具什器など日常生活のニーズおよび、社会的交流や文化的な生活への参加のニーズを含むものであり、定型化(Pauschalierung)を特徴としている。

要扶助性認定は社会扶助と同様に世帯(需要共同体)単位となる。パートナーの所得は失業扶助における扱いと異なり、収入と認定される。他方、保有できる資産は、基本的には失業扶助に準じて認められ、現金保有限度額は社会扶助の規定より緩くなり、自動車保有の余地も広がる。

社会保険については、受給者は疾病保険、介護保険、年金保険の被保険者となり、連邦が保険料を負担することになる。社会扶助における扱いと比べると改善であろう。

### IV 改革が意味すること

#### 1 失業扶助廃止の意味

失業扶助の存在意義は、労働政策として、失業保険受給後も安定した仕事につけないでいる長

期失業者が貧困に陥るのを期限の定めなしに保護することであった。失業扶助は、失業により要扶助状態に陥った人への生活保障給付であるが、ここでいう要扶助状態は、社会扶助が前提とする世帯(需要共同体)単位の要扶助状態と異なり、実質的に失業者個人の低所得をもとに要扶助性を認定するものであり、困窮度合としては社会扶助の定める要扶助基準よりも一歩手前の状態である。こうした基準で要扶助性が認められる限り失業期間の長期化にかかわらず(65歳になるまでは)無期限に受給できたのが、失業扶助であった<sup>23)</sup>。

失業手当Ⅱの創設に伴い、失業扶助は廃止されることになった。職安は失業扶助受給者に十分な就労援助をしていないとか、失業扶助制度が長期失業者の勤労意欲を失わせているとの批判によって、失業扶助制度の正当性は喪失していたのである。失業扶助給付を維持しつつ、就労支援、活性化策を拡充するという提案や、就労可能な要扶助者への給付を失業扶助水準に引き上げるとの対案は社会的に受け入れられなかった<sup>24)</sup>。

ドイツの社会保障制度にとって失業扶助廃止が意味するのは、従前の賃金水準に準じた生活水準を保障する期間を限定する(失業保険の給付期間だけに限定する)ということである。それを過ぎた長期失業者への生活保障給付水準は、一気に最低生活基準に引き下げられることになった。

失業扶助を受給してきた長期失業者にとっては、給付水準が引き下げられ、要扶助性の認定条件や就労忌避への制裁が厳しくなる。失業扶助の廃止をもって、ワークフェアへの政策転換だと強調しても、けして誇張ではなかろう。社会扶助受給者よりも一歩先に、失業扶助受給者にはドラスティックな転換がおきたのである。

#### 2 最低生活保障制度のカテゴリー化の意味

最低生活保障制度を、就労可能か否かで分け、カテゴリー化した。これによって需要充足原則を

明確に掲げた最低生活保障の最後の受け皿がなくなる可能性が高まった<sup>25)</sup>。制度間にスキマが生じることも危惧されている<sup>26)</sup>。

ワークフェアという視点から見逃せないのは、カテゴリー化によって、就労可能な要扶助者への最低生活保障基準を、就労不能な要扶助者の最低生活保障基準より低く設定することへの道が開かれたということである。就労可能な要扶助者に対しては、最低生活費以下の金銭給付と、労働協約以下の賃金を組み合わせ、あわせて最低生活水準を越える額が保障できれば良いという対応が可能になったのである。ワークフェアの道を進むなら、次は、就労可能な要扶助者への給付水準の引き下げが課題となるだろう。

### 3 ケースマネジメントの導入とソーシャルワーク

活性化という視点から見ると、成果として、一つの手からの総合的援助システムが実現することになった。ただし、膨大な数の失業手当Ⅱ受給者すべてにそれが可能なのかという点、現時点では実施機関の人的体制上の限界がある。

量的な問題だけでなく、ケースマネジャーの導入によって、対人サービス、ソーシャルワークが変容するのではないかと危惧もある。雇用エージェンシーの主要な目的は、就職させることに置かれ、職業紹介の障害を取り除くことがメインの課題となる。要の役を果すケースマネジャーの多数派は、福祉専門職ではなく、職安の行政担当職員が占め、マネジメント職としての役割が主になる<sup>27)</sup>。ケースマネジメントの導入によって、ソーシャルワークの自立性が失われ、管理主義が強まるなど、ソーシャルワークの変容を懸念する声も高まっている<sup>28)</sup>。

### 4 稼働能力活用に関する変更

ドイツ社会国家の基本原則として、受給者に「要請」をするということを明確にしたのであり、反

対給付なしに最低生活保障給付をすることから大きな転換がおきたのは確かである。

先に見たように、新たに要扶助性の要件が条文中に規定され、そこに「期待可能な労働に就くこと」という項目も入った。しかも、期待可能性の基準自身は緩和され、労働条件は問わないこととなった。

立証責任のありかが転換した。国家からの支援を受給する権利が生じるのは、就労可能な要扶助者が、労働、職業訓練、または公益的活動など、提供された機会を受け入れ、協力義務遂行を立証した場合、となった。提供された能力活用機会を受け入れることが受給要件となる。逆に、期待可能な労働に就かない場合は、要扶助性が認められないことになる。斡旋された就労を忌避する場合、それが自分にとって「期待可能ではない」ことを要扶助者の側が自ら立証しなければならない。

制裁も強化され、性格を変えた。参入契約を結ぶのを忌避した場合、参入契約で確定した義務を果さない場合、また期待可能な労働・教育訓練・労働機会を忌避した場合には、その人の基準額を30%、3カ月間削減する。手当はこの期間中給付停止する。制裁が世帯員へも強く影響することになる。特に若年者に対しては、一層厳しい制裁が可能となった。「15歳以上25歳未満の場合は、基準額の全額を3カ月間給付停止する」としている。動機付けとしての圧力、教育的手段としての制裁という性格ではなくなる。

問題は、給付決定前に協力義務遂行が求められることである。現行社会扶助法と異なり、「即時の需要充足」を原則としていない。それゆえ、給付決定前の協力義務付けについては、従来と異なり、保護の積極要件としての性格を強めた。この点が現場でどう運用されるのか、どう扱われるかが今後争点となろう<sup>29)</sup>。

ただし、実施機関に対し、労働能力の活用機会を提供する義務を規定してはいない。たしかに、派遣労働を活用して就労先を拡大するなどの方策

が採られてはいるが、就労可能な要扶助者全員に何らかの機会を提供することを義務としているわけではない。ワークファーストという側面から見れば、実施機関が義務として、低賃金雇用の機会、職業訓練の機会など、何らかの機会を提供するという姿勢に立っているかということ、そうではないということである。制度的には、先ずは何らかの就労機会を提供し、それを受け入れることが請求権の要件であるという形を作ったわけではなく、立証義務の転換が完結したわけではないと言える。稼働能力を発揮する機会を具体的に提供できてこそ、真の意味でのワークファーストとなるのである。

問題は、具体的な機会を提供できないときに、立証を迫りようがないので、失業手当Ⅱの給付を続けるしかないという運用が行われるかどうかである。労働機会を具体的には提供できないけれど、労働市場を見わたせば求人がないわけではないとして、何も提供しないまま、自己責任への要請だけが強まるということもありうる。

これらに関しては、今後争訟となる事例が多々出てこよう。現場における運用の変更がどこに収まるのか、落ち着くまで時間がかかるものと思われる。

### おわりに

90年代から「活性化」を目標に社会扶助改革を先導してきたNRW州が目指してきたものから見ると、最終的に成立した改革の内容はウイスコンシン・モデルを掲げたヘッセン州提案へ近づき、NRW州が積み上げてきた経験から断絶したものとなったように見える。とはいえ、低賃金就労への流し込みを強調するヘッセン州の改革構想どおりになったわけでもない。

圧力をかける、強制するという方向へ一度進みだすと、長期失業や貧困の原因を個人的なものにとらえ、長期失業者を怠惰な人ととらえることとな

り、援助とコントロールとの間のバランスが崩れ、スティグマが膨張し始める。こうした流れの中で、何が失われ、何が歯止めとなり、結局どこに落ち着くのだろうか。その過程で新たにどんな理論と実践がでてくるのか、注目しなければならない。

こうした大規模な制度改革を必要とし、可能とした背景や原因は、失業の長期化や社会扶助制度の限界など具体的な問題にあるが、改革のありようを決めるのは、福祉国家が直面する全体的状況である。稼働能力の活用の位置付けの検討がそれを解く鍵である。

### 注

- 1) ドイツにおいて「活性化」と「ワークフェア」概念の確定した定義はない。両概念の使われ方や1990年代後半の政策展開については、ハネッシュ他(2002)を参照のこと。ハネッシュは、「活性化」政策には、給付制限と圧力や義務づけを強化する「タフなオプション」と、失業者が雇用へ移行する条件の改善をめざす「ソフトなオプション」があり、両方のオプションそれぞれが、また両者の組み合わせが、活性化政策とか、ワークフェアとよばれているとしている。
- 2) 駒村康平(2002)参照。
- 3) 林訴訟名古屋地裁判決(1996年)・名古屋高裁判決(1997年)は、「申請者がその稼働能力を活用する意思を有しており、かつ、活用しようとしても、実際に活用できる場がなければ、『利用し得る能力を活用していない』とは言えない」とした。
- 4) 労働政策上の失業者の定義は、「就労関係になく(全く就業していないか、週15時間未満の就労をしているだけ)、社会保険加入義務のある就労(週15時間以上の就労)を探している人で、職業安定所に失業登録をした人」のことである。なお、2003年4月から、社会保険加入義務が生じない就労の要件は、「賃金が月325ユーロ未満かつ週15時間未満」から、「月400ユーロ未満」に変更された。
- 5) ドイツ連邦社会扶助法における稼働能力の活用の位置付けについては、布川日佐史編著(2002)所収の上田真理、前田雅子、木下秀雄の各論文を参照のこと。
- 6) 権利障害規定とは、法律効果の発生を定める権利根拠規定と異なり、権利根拠規定に基づく法律効果の発生を妨げる要件を定める規定である。また、いったん発生した法律効果の消滅を定める規定を権利消滅規定という。
- 7) ハネッシュ(2004)。

- 8) ドイツ社会福祉法研究会(1995)p.44.
- 9) 布川日佐史編著(2002)pp.103-109.
- 10) Ministerium für Arbeit und Soziales, Qualifikation und Technologie des Landes Nordrhein-Westfalen (Hrsg.), (2002).  
Ministerium für Wirtschaft und Arbeit des Landes Nordrhein-Westfalen (Hrsg.), (2003).
- 11) 布川日佐史(2003)参照.
- 12) プロジェクトを指導してきたC.Reis教授(フランクフルト福祉大学)の見解である. Bartelheimer, P., Hobusch, T., Reis.C. (2003).
- 13) 基本価値委員会委員長シャーピンの「若年社会扶助受給者が, 就労を忌避するなら, 社会扶助の給付を認めない」との発言, シュレーダー連邦首相の「我々の社会は, 怠け者でいる権利を認めない」との発言がきっかけ, 政治的社会的雰囲気は大きく転換する.
- 14) SPD (2001).
- 15) CDU/CSU (2001).
- 16) 社会扶助改革と低賃金雇用創出の関係についてはIfo研究所(ミュンヘン)が理論的支えとなっている. Ifo(2003)参照.
- 17) CDU/CSU (2002).
- 18) Hessisches Sozialministerium (2003).  
失業扶助, 社会扶助, 基礎生活保障の三つをまとめ, 社会法典12編とし, 社会扶助実施主体(自治体)を実施機関としているなど, 連邦政府案とは制度設計上の大きな違いがある.
- 19) Ifo研究所によれば, ヘッセン州提案によって賃金は短期的に10%, 長期的には30%引き下げられる(Ifo 2003). これに対する労働組合の立場からの批判的見解としてAdamy (2003)がある.
- 20) 庄谷怜子・布川日佐史(2002).
- 21) 新制度の内容を評価するにあたり, 社会扶助の諸原理がワークフェアの流れの中で崩されていくのを最も原則的に批判してきたH. シュピンドラー教授の論考(Spindler2003)を参考にしている. ここで指摘した問題がすべて具体化するのか, 一定のところ踏みとどまるのか, ドイツにおけるワークフェアの今後を評価するポイントとなろう.
- 22) ただし, 従来社会扶助法に基づき給付されていた対人援助サービスのうち, 抜け落ちるサービスがあるとの指摘もある. Spindler (2003), S.342.
- 23) 失業扶助の給付額は概して社会扶助給付額より高い. それでも世帯によっては最低生活費を満たさないこともある. その場合は社会扶助を併給する.
- 24) 布川日佐史(2003)P.84参照.
- 25) 2005年1月から最低生活保障制度は, 「求職者の基礎保障(失業手当II)」、「高齢者と稼働能力喪失者のための基礎保障」,そして「社会扶助(社会法典12編)」

という3つの給付体系となる. 就労不能の人を対象とする後者の二つはいずれ統合される可能性がでてきた.

- 26) 上田真理(2004)参照.
- 27) ケースマネジャーの役割を表す例えとして, 「教師, 牧師, 友人であり, 警察官である(Teacher Preacher Friend and Cop)」と説明されている.
- 28) Galuske (2002).
- 29) Spindler (2003), S.339.

#### 参考文献

- シュミット, ギュンター 2001「労働の未来—工業社会から情報社会へ」『季刊労働法』第194号pp.17-36
- ハネッシュ, ヴァルター 他 2002「最低所得保障制度における活性化政策(上)」『経済研究』(静岡大学)第7巻第2号pp.113-125
- ハネッシュ, ヴァルター 2004「ドイツにおける貧困との闘いと社会扶助」『公的扶助研究』第193号pp.5-13
- 上田真理 2004「ドイツ最低生活保障法の行方」『総合社会福祉研究』第24号pp. 73-83
- 駒村康平 2002「セーフティネットの再構築」『週刊社会保障』第2208号pp.24-27
- 庄谷怜子・布川日佐史 2002「ドイツにおける社会的排除への対策」『海外社会保障研究』第141号pp.38-55
- ドイツ社会福祉法研究会 1995「ドイツ社会扶助法における就労扶助」『社会問題研究』第45巻第1号pp.1-47
- 中村健吾・中山徹他編著 2004「欧米のホームレス問題(下) 支援の実例」法律文化社
- 布川日佐史編著 2002「雇用政策と公的扶助の交錯」御茶の水書房
- 布川日佐史研究代表 2003「ドイツにおける自治体の「就労扶助」対策に関する実態調査」(科研成果報告書)
- 布川日佐史 2003「ドイツにおける労働市場政策改革の現段階」『経済研究』(静岡大学)第7巻第3・4号pp.273-287
- 布川日佐史 2004「ドイツにおける要扶助失業者への生活保障制度改革の検討に向けて」『総合社会福祉研究』第24号pp.64-72
- Adamy, Wilhelm. 2003. „Arbeit zu jedem Preis im Niedriglohnsektor.“ *Soziale Sicherheit*, 11/2003, S.388-395.
- Bartelheimer, P., Hobusch, T., Reis.C.. 2003. „Case Management in der Sozialhilfe.“ In: H. Dahme, H. Otto, A. Trube, N. Wohfart (Hrsg.). *Soziale Arbeit für den aktivierenden Staat*. Leske+Budrich, Opladen. S.309-332.
- Bertelsmann-Stiftung u.a. (Hrsg.). 2002. *Handbuch Beratung und Integration. Fördern und Fordern – Eingliederungsstrategien in der Beschäftigungsförderung*. Gütersloh 2002.

- CDU/CSU.2001. „Arbeit statt Sozialhilfe-Hin zu einer Kultur von Geben und Nehmen.“ Deutscher Bundestag Drucksache 14/7443.
- CDU/CSU. 2002. „Offensiv aus der Sozialhilfe – durch optimales Fördern und Fordern in Vermittlungsagenturen (OFFENSIV-Gesetz).“ Bundesrat Drucksache 443/02.
- Galuske,Michael.2002. „Fördern und Fordern – Anmerkungen zur Sozialen Arbeit im aktivierenden Sozialstaat“, 26. Tübinger Sozialpädagogiktag Freiwilligkeit und Zwang, 22./23. 11. 2002.
- Hessisches Sozialministerium. 2003. *Entwurf eines Gesetzes zur Sicherung der Existenzgrundlagen- Existenzgrundlagengesetz (EGG)*. Wiesbaden.
- Ifo (Institut für Wirtschaftsforschung). 2003. *Vom OFFENSIV-Gesetz zur „aktivierenden Sozialhilfe“ –Studie im Auftrag der hessischen Staatskanzlei*, München.
- Ministerium für Arbeit und Soziales, Qualifikation und Technologie des Landes Nordrhein-Westfalen (Hrsg.). 2002. *Pilotprojekt „Integrierte Hilfe zur Arbeit“. Wege aus der Sozialhilfe. Endbericht der wissenschaftlichen Begleitung*. Düsseldorf.
- Ministerium für Wirtschaft und Arbeit des Landes Nordrhein-Westfalen (Hrsg.). 2003. *Initiativ in NRW. JobCenter. Organisation und Methodik*. Düsseldorf.
- SPD. 2001. „Fördern und Fordern - Sozialhilfe modern gestalten.“ Deutscher Bundestag Drucksache 14/7293.
- Spindler, Helga. 2003. „Keine Grundsicherung für Arbeitsuchende.“ *Soziale Sicherheit*, 10/2003, S.338–344.
- Trube, Achim. 2002. „Neue Steuerung in der Sozialverwaltung und Sozialhilfe – Die Gratwanderung zwischen Euphorie, Aktivierung und Autoritarismus.“ *Sozialer Fortschritt* 5/2002, S.118–123.

(ふかわ・ひさし 静岡大学教授)